

平成30年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成30年 3月 5日 午前10：00

○散 会 午後 3：34

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌 次 郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭 二 郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 (総務部長事務取扱)	栗 山 隆 昌
市民福祉部長 藤 原 久 基	福祉事務所長	伊 藤 巧
産業建設部長 菅 原 靖 仁	水道局長	村 山 久 尚
農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝	教育部長	菅 原 剛
選挙管理委員会・監査委員事務局長 児 玉 正 生	総務課長	米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財政課長	伊 藤 貢
税務課長 櫻 庭 輝 雄	市民課長	菅 生 恵 子
クリーンセンター長 今 井 祐 一	長寿社会課長	仲 山 和 法
社会福祉課長 筒 井 弥 生	健康推進課長	渋 谷 豊
産業課長 櫻 庭 春 樹	都市建設課長	石 川 学
上下水道課長 児 玉 亮 悦	会計管理者兼会計課長	鑑 孝 子
教育総務課長 渋 谷 一 春	学校教育課長	高 桑 博 幸
幼児教育課長 宮 崎 久 春	文化スポーツ課長	櫻 庭 仁

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博

議会事務局次長 伊 藤 国 栄

平成30年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成30年 3月 5日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針）
- 日程第 5 議案第 1号 潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（案）について
- 日程第 6 議案第 2号 潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第 3号 潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 4号 潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 5号 潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 10 議案第 6号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 11 議案第 7号 潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 12 議案第 8号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 3 議案第 9 号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 男鹿地区消防一部事務組合格約の一部変更について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部変更について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度潟上市一般会計補正予算（第 9 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について

- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰入れ
について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度潟上市下水道事業特別会計への繰入れについ
て
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰入
れについて
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度潟上市一般会計予算 (案) について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算 (案)
について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度潟上市介護保険事業特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算 (案)
について
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度潟上市下水道事業特別会計予算 (案) につい
て
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算
(案) について
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度潟上市豊川財産区特別会計予算 (案) につい
て
- 日程第 4 3 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 4 4 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算 (案) に
ついて

- 日程第 4 5 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 4 6 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 4 7 予算特別委員会の設置について
- 日程第 4 8 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 4 9 議案第 4 3 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 5 0 陳情第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くから傍聴ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、これから平成30年第1回潟上市議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、3番菅原理恵子議員、4番瓜生 望議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの18日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日までの18日間に決定致しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（西村 武） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。7番鑑議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（鑑 仁志） 皆さんおはようございます。

それでは、私の方から議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、2月26日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として副市長及び財政課長の出席のもとに開催しております。

3月1日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営について報告致します。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、9日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案等については、各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算議案については、特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については本会議と同様の取り扱いとなりますので、宜しくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において、当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第1号の条例制定（案）については、社会厚生常任委員会へ付託、議案第2号から議案第4号までの条例改正（案）については、社会厚生常任委員会へ付託、議案第5号から議案第7号までの条例改正（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第8号及び議案第9号の条例改正（案）については、社会厚生常任委員会へ付託、議案第10号及び議案第11号の条例改正（案）については、産業建設常任委員会へ付託、議案第12号の条例改正（案）については、社会厚生常任委員会へ付託、議案第13号の条例改正（案）については、産業建設常任委員会へ付託、議案第14号の条例改正（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第15号の指定管理者の指定については、総務文教常任委員会へ付託、議案第16号及び議案第17号の一部事務組合格約の一部変更については、本日の本会議にて審議、議案第18号から議案第27号までの各会計の補正予算（案）については、設置予定の予算特別委員会へ付託、議案第28号から議案第30号までの各特別会計への繰入れについては、同じく設置予定の予算特別委員会へ付託、議案第31号から議案第42号までの各会計の当初予算（案）についても、同じく設置予定の予算特別委員会へ付託、議案第43号については、産業建設常任委員会へ付託という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託する

ことと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、通告者が4名となりましたので、3月6日の1日で終了し、3月7日は本会議を休会と致します。

抽選の結果、3月6日火曜日の1番目に3番菅原理恵子議員、2番目に12番藤原典男議員、3番目に16番大谷貞廣議員、4番目に私、鑑仁志議員となりますので、ひとつ宜しくお願い申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも3月9日の特別委員会全体会終了後からの開会とします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（西村 武） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告（施政方針）】

○議長（西村 武） 日程第4、市長の行政報告（施政方針）を行います。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

平成30年第1回潟上市議会定例会の開会にあたり、市政の所信と平成30年度予算編成の概要を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様に一層のご理解とご協力を申し上げます。

<はじめに>

「対話」と「交流」これが私の市政運営における基本姿勢であります。市民の皆様からの負託を受け、潟上市長として市政の舵取りを担わせていただき、はや1年が経過しようとしております。この間、市議会、そして市民の皆様はじめ、あらゆるチャンネルの方々と対話と交流を実践してまいりました。私は、対話と交流の中から様々なアイデアや改善点が見出せると思っておりますし、対話と交流を活発化させれば必ず「渦」（対流）が巻き起こり、その渦の力こそが諸課題の解決につながり、現状を打破していく原動力となるものと確信しております。今後も初心を忘れることなく、議員各位と市民の皆様とともに、市勢発展に向け全力で取り組んでまいりたい所存であります。

さて、国の平成30年度の経済財政運営の基本的な方針は、『少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、2020年に向けて取り組む』としております。また、『世界に胎動する「生産性革命」を牽引し、これを世界に先駆けて実現することを2020年度までの最重要課題と位置づけ、3年間を

集中投資期間として期限を区切り、その実現に取り組む』としております。さらに、『「人づくり革命」は長期的な課題であるが、2020年度までの間に、これまでの制度や慣行にとらわれない新しい仕組みづくりに向けた基礎を築く』ともしております。特に幼児教育の無償化については、2020年度を目指し一気に進めるとしてありますが、地方自治体の財政負担の問題と併せ、地方との十分な議論のもとでの制度設計を望むものであります。

本市には、待機児童の問題をはじめとする様々な課題があります。しかし、私は、課題があるからこそ前に進めると考えております。諸課題を正面から捉え、潟上市の強みである「市民力」を最大限に生かして、自分たちの未来をみんなの創意工夫と努力で切り開いていきたいと考えております。今後も対話と交流をベースに、全ての市民が活躍し、みんなが主人公となる「チームかたがみ」で、新たなるまちづくりの一步を踏み出してまいります。

<平成30年度予算編成について>

平成30年度予算は、前期基本計画の3年目となる「第2次潟上市総合計画」に盛り込まれた諸施策を積極的に推進するとともに、新たな課題にも対応しながら、健全な財政運営を維持し、持続可能な市政運営を行っていくことを基本に編成しております。

一般会計予算の総額は、歳入歳出とも147億8,600万円で、前年度肉づけ後の予算と比較して3億4,927万1,000円、2.3%減となりました。

歳入につきましては、市税のうち市民税が前年度と比較して3,171万9,000円、2.8%の増、固定資産税が1,833万6,000円、1.7%の減で、市税全体では前年度と比較して575万6,000円、0.2%の増を見込んでおります。国庫支出金は、社会資本整備総合交付金や障害者福祉費負担金の増などにより、前年度と比較して6,292万5,000円、3.9%の増となったものの、県支出金があきた未来づくり交付金の減などにより1億4,731万5,000円、13.5%の減となりました。繰入金は、財政調整基金繰入金の増などにより、前年度と比較して2億6,721万7,000円、59.3%の増となっております。

歳出につきましては、総務費は防災・健康拠点施設整備事業費を衛生費に移したことなどにより、前年度と比較して7億8,326万5,000円、35.8%の減、商工費は設備投資助成金の減などにより、8,451万2,000円、21.5%の減となりました。一方、衛生費は防災・健康拠点施設整備事業などにより、1億4,967万8,000円、15.9%の増、教育費は大豊小学校大規模改修事業などにより、7億8,337万4,000円、68.1%の増となっております。

す。

平成30年度末における一般会計の基金現在高は29億4,000万円、市債現在高は197億5,000万円を見込んでおります。

次に、特別会計及び企業会計である水道事業会計につきましては、特別会計と水道事業の企業会計を合わせた総額は102億5,189万5,000円で、前年度と比較して8億7,145万5,000円、7.8%減となりました。このうち、社会保障関係の3つの特別会計予算の総額は、79億4,971万7,000円となっております。

下水道関係の3つの特別会計予算の総額は12億7,797万2,000円で、主な事業は鶴沼台及び出戸新町地区の下水道整備事業で、引き続き管路整備を実施し、下水道の普及促進に努めるものであります。

水道事業会計予算額は、収益的支出5億3,588万6,000円、資本的支出4億8,599万3,000円で、主な事業は昭和地区の中継ポンプ場整備事業で、建築工事等を実施するものであります。

人口減少・少子高齢化の時代に突入し、財政運営は非常に厳しいものがあります。一方で、このような時代だからこそ、今できることを先送りせず、確実に実行していくという姿勢も重要であると考えております。“今と将来”このバランスをしっかりと保ち、本市総合計画に掲げる市の将来像「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上」この実現を目指し、総合計画に基づく各施策の体系的かつ効果的な展開を進めてまいります。

以上が平成30年度の市政運営にあたっての基本的な考え方であります。

そして、現在の潟上市の重要課題は次の5点であると捉えており、これらに関連する諸施策の推進により、課題解決に向けた取り組みを着実に推進してまいります。

<本市における重要課題>

1. 子育て支援の充実と教育環境の整備について。

本市では、「潟上市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもと家庭への質的・量的両面での支援を推進してまいりましたが、今後も取り組みを継続しながら、より一層の充実を図っていく考えであります。特に「保育士の確保」と「保育施設の充実」につきましては、喫緊の課題として捉えており、解決に向けた取り組みを着実に推進してまいります。

これらの具現化の一つが、昭和地区3保育園を統合してこの4月にオープンする予定の「昭和こども園」であり、同園内には本市の地域子育て支援センターの中心となる拠

点施設も設置し、子育て支援機能のより一層の充実を図るものであります。

家庭と社会の協働のもとに子育てを行う視点から、地域子育て支援センターを中心に、地域全体での子育て支援を図り、育児不安を解消するため、相談指導、子育てサークルの育成・支援等を実施してまいります。

また、未来を担う子どもたちに質の高い教育を提供できる環境の整備も進めてまいります。地域とともにある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域社会との連携のもとで、学校運営の活性化と地域の人財の活躍の場を創出するなど、本市の独自性を出した取り組みを進めるため、市内の全小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール化を推進してまいります。

また、子どもたちの学習環境の整備につきましては、県教育委員会との連携協力や学校サポーター等の活用により、教師の指導力向上と子どもたちの学習意欲の向上に努めてまいります。

さらに、新学習指導要領による小学校英語必修化に向け、小・中学校に外国語指導助手を1人増員し、3人体制とするほか、小学校5年・6年生には引き続き外国語活動支援員を配置し、グローバル化に対応した外国語教育を推進してまいります。

主な事業につきましては、コミュニティ・スクール事業（新規）108万円、外国青年（ALT）招致事業（拡充）1,376万円、大豊小学校大規模改修事業（新規）7億5,472万円、大豊児童クラブ（仮称）整備事業（新規）2,969万円、小学校電算機器更新事業（新規）5,568万円、園バス購入（昭和こども園）396万円であります。

2. 若者を中心とした働く場の確保。

全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中、秋田県及び本市においてもその傾向は例外ではなく、特に生産年齢人口の流出による若年層の空洞化は、将来的にも重要な課題と言えます。

国の経済政策等により景況感に持ち直しの動きが見られる昨今においても、地方経済、とりわけ若年労働者の職場確保は依然として厳しい状況があります。各種経済指標や有効求人倍率等の改善傾向に見られるデータに一喜一憂することなく、仕事への価値観や就業意識の多様化に対応した、真の生きがいを感じながら働くことのできる就業環境の構築が急がれます。

また、現在は、企業も地方に優秀な人材、良好な操業環境を求める潮流があり、この機を逸せず積極的な企業誘致の展開が必要と考えております。このため、これまで同様

に昭和工業団地への集積を視野に入れつつも、近年は市内空き工場等を活用した企業誘致にも力を入れ、一昨年と昨年に首都圏及び県外企業の誘致を実現してまいりました。今後も引き続き、「潟上市工場等設置奨励条例」による設備投資や雇用奨励を促進しながら企業誘致策を継続するとともに、離職者や非正規労働者に対する就業資格取得等支援も継続してまいります。

さらに、今後は、市民自らが新たな働き場所を構築するための創業や起業に対しても支援できる仕組みづくりを検討してまいります。これにより、高校・大学卒業時の若年層流出の抑制を図ると同時に、首都圏や地方の大学からのUターン希望者の受け入れ環境の整備を推進してまいります。

また、将来の地域農業を担う、担い手の育成と担い手への農地利用集積による農業経営の安定化を目指し、基盤整備事業を推進するとともに、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための支援を行ってまいります。

さらに、水産業における競争力の強化を目指し、漁協の活魚蓄養施設を国の補助により改修致します。魚貝類を殺菌した海水による水槽で蓄養することで、付加価値を高めて出荷でき、また、荒天で漁ができない場合であっても、魚貝類の安定した出荷が行えるようになり、これにより漁価の安定化、漁業者の所得向上につなげてまいります。

主な事業として、水産業競争力強化施設整備緊急対策事業（新規：活魚施設改修）5,133万円、設備投資助成事業2,736万円、雇用奨励金410万円、農業次世代人材投資事業1,650万円、農地集積加速化基盤整備事業337万円、高能率生産団地路網（林業専用道）整備事業1,200万円であります。

3. 市民の健康寿命の延伸について。

秋田県の中では比較的若い世代の比率が高い本市にあっても、高齢化が確実に進んでおります。今後もまちの活力を維持していくためには、高齢者はもとより、すべての世代の市民から健康づくりに興味を持っていただき、健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めていくことは重要な課題であると考えております。この解決に向け、医療や福祉の充実に加え、生活習慣病の予防のための特定健診やがん検診などの受診者を増やすとともに、「減塩」や「野菜を食べる」など、食生活の改善にも努めてまいります。

また、健康づくり活動の拠点となる「防災・健康拠点施設」につきましては、今秋のオープンを目指し整備を進めてまいります。県をはじめ関係団体等と連携しながら、本施設を拠点に介護予防や疾病予防、健康増進に向けた取り組みを実践するとともに、高

齢者はもとより、ライフステージに応じた健康づくり活動への支援を通じ、すべての世代の市民から健康づくりに興味を持っていただき、健康寿命の延伸につなげてまいりたいと考えております。

主な事業として、防災・健康拠点施設整備事業1億6,050万円、成人保健事業8,824万円、うち歯科健診事業（新規）206万円、自殺対策計画策定事業（新規）113万円であります。

4. 住みよさと魅力の向上について。

本市は、豊かな自然環境と良好な景観に恵まれたまちであります。また、潟上市誕生以来進めてまいりました諸施策の成果があらわれ、経済誌が発表している全国自治体の「住み良さランキング」では、県内第2位、全国でも上位に位置しており、客観的にも高く評価されているものと捉えております。この結果に満足せず、潟上の高いポテンシャルを最大限活用し、子どもからお年寄りまで、市民の皆様が安全と安心を実感しながら、潟上市に住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めていく考えであります。

例えば、幹線道路や生活道路の計画的な整備、地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの構築、また、6次産業化による農林水産物の高付加価値化や新たな潟上ブランドの確立を目指すなど、本市の住みよさと魅力の向上に取り組んでまいります。

5. 市民参画と協働によるまちづくり。

潟上市自治基本条例の制定・施行から5年が経過致しました。この間、本条例の本旨に則り、市民がまちづくりの担い手として積極的に市政へ参画する機会の充実と、その声を市政運営に反映させる協働のまちづくりに努めてまいりました。

昨年夏に実施しました、潟上市自治基本条例に関する市民意識アンケート調査の結果では、本条例の「認知度」は約58%でありました。今後も中学校への出前授業等を通じて、認知度を高めていく努力を継続してまいります。

また、「市民自治のために望ましい自治のあり方」についての問いには、「市民と行政のパートナーシップによりそれぞれが役割と責任を果たしながら地域を発展させる」べきと答えた方が約65%いる一方で、「行政主導で自治を進める」べきと答えた方も約20%おり、行政主導で自治を進めるべきという意見も決して少なくありませんでした。今後、協働によるまちづくりの機会やその楽しさを実感できる機会、これらの創出が求められているものと捉えております。

本条例をもとに、今後も市民の多様化するニーズに的確に対応し、行政サービスの質

を維持しながら、市民一人一人が生きがいを持ち、より心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

<おわりに>

以上が平成30年度の施政方針及び重点事業であります。

私の大好きな言葉に「ブリコラージュ（手づくり）」というものがあります。まちづくりも手づくりで、身の丈に合わせる事が大切であると思っております。職員は、私も含めて市民と対話し、寄り添って、立ちどまって考えていかなければ、本当の幸せなまちづくりは見えてこないと思っております。

最近、「シンギュラリティ2045」という言葉を耳に致します。2045年頃には人工知能（AI）の総和が人間の知能の総和を上回るというものであります。しかし、幾ら人工知能が進化し、我々の生活が変貌しようとも、人と人とが助け合い、お互い様の精神で支え合い、温もりある暮らしを続けていくことに変わりはないと思っております。幸いにも本市には、チャレンジ精神を持って意欲的な取り組みを行っている方々が多くいらっしゃいます。市民の力、地域の力、企業・団体の力、そして行政の力を適切な形で役割分担しながら、「幸せ実感都市・潟上」を目指したまちづくりに積極果敢に挑んでまいります。

以上、最後に、議員各位並びに市民の皆様には市政へのご支援とご協力を心からお願い申し上げます、平成30年度の施政方針と致します。

さらに、追加として1件報告がございます。お手元に原稿はございません。

3月1日・2日にかけて、低気圧発達により強風等の被害状況・対応状況について、最後にご報告申し上げます。

3月1日から2日にかけて、県内は急速に発達した低気圧の影響で強風と継続的な雨に見舞われ、交通機関が大きく乱れたほか、各地で建物被害も相次ぎました。潟上市でも暴風雪警報が発令され、住家並びに非住家に屋根剥離などの被害が発生し、男鹿地区消防本部並びに湖東地区消防本部と市担当職員により現場状況を判断し、二次被害防止の応急対策を講じております。

また、2日午前6時半頃から、強風の影響により市内の一部地域において停電が発生しました。市では東北電力株式会社秋田営業所との間で情報収集にあたり、市ホームページ並びに防災行政無線を活用し、広報活動を行いました。停電につきましては、同日の正午頃に復旧致しました。

被害状況につきましては、住家等の屋根の剥離等が11件発生しております。

なお、公共施設及び農林業施設関連の被害状況につきましては、現在調査中であり
ます。

以上で追加の行政報告を終わります。

以上ですべての報告を終わらせていただきます。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） これで行政報告、施政方針を終わります。

【日程第5、議案第1号 潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（案）について から 日程第8、議案第4号 潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第5、議案第1号、潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（案）についてから日程第8、議案第4号、潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてまで一括議題と致します。

議案第1号から議案第4号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 第1回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号、潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（案）について。

潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定するものでございます。

2ページをお願い致します。

主な内容についてご説明申し上げます。

本条例案は、これまで秋田県において定められていた秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例をもとに新たに制定するものであり、介護保険法の一部改正に伴い、秋田県から権限が移譲されるものでございます。

居宅介護支援等の事業とは、介護を必要とされる方が自宅で自立した生活を送ることができるようにするため、居宅介護支援事業所に所属する専門家及びケアマネジャーが行うケアプランの作成やサービス調整等であり、本条例は当該事業に必要な事業所の人員及び運営に関する基準を定めるものでございます。また、条例を制定するにあたり、省令の基準に従うべき基準及び参酌すべき基準の区別があり、市町村ではこの区分に応じながら条例を制定するよう、国から通達されておりますので、これまでの県条例や国から示された基準省令に基づいて策定をしております。

条例の構成と概要でございますが、構成としては第1章から第6章まで、全32条の構成となっております。

第1章第1条は条例の趣旨でございますが、介護保険法の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準について定めるとしております。

第2章第2条では、指定事業者の指定は法人でなければならないとしており、個人事業者は指定できないものとしております。

第3章第3条は指定居宅介護支援の事業の基本方針であり、要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅において能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮すること。公正中立なケアマネジメントの確保及び市町村やほかの事業所と連携に努めなければならないとしております。

第4章第4条は指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準であり、ケアマネジャーは常勤であること及び利用者に対するケアマネジャーの員数について定めております。

第5条は施設管理者についてであり、主任ケアマネジャーの資格を有し、常勤であることなど、従うべき基準について定めております。

第5章第6条から第31条までは、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準であり、従うべき基準として、内容及び手続の説明や提供拒否の禁止、秘密の保持、事故発生時の対応を定め、参酌すべき基準として、指定居宅介護支援の取り扱いの方針や管理者の責務、勤務体制の確保並びに設備及び備品についての基準を定めております。

第6章第32条は、一部を除く前3章の指定居宅介護支援事業に関する規定は、一定水

準を満たし、市町村判断によりサービスができる基準該当居宅介護支援の事業について準用することを定めております。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございますが、これまで県の指定を受けている居宅介護支援事業所については、指定期間が6年となっておりますので、指定の更新時に準じ、市が改めて指定するものでございます。

次に、議案書の20ページをお開き願います。

議案第2号、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

21ページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、医療と介護の複合的ニーズに対応するため、県において指定する介護医療院を創設し、それに伴う人員等の改正でございます。介護医療院とは、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護に対するため、日常的な医学管理が必要な重介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供する施設であり、病院や診療所から転換する場合の医師・看護職員・介護職員の配置基準が必要となります。

2点目は、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉に共生型サービスを位置づけるための基準を定めるものでございます。共生型サービスとは、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業者が、もう一方の制度における指定も受けやすくし、障害者が65歳以上になっても使い慣れた事業所において介護保険または障害福祉のサービスの利用をしやすいものでございます。

3点目は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の人員を緩和するものであり、効率化を推進し、サービスの普及を図っていくものでございます。

4点目は、特別養護老人ホームや認知症グループホームなどにおいて、身体的拘束等の適正を図るための指針の整備や適正化のための対策を検討する委員会の開催などを義

務づける基準を新たに追加するものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書の33ページをお開き願います。

議案第3号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

34ページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

本条例案は、議案第2号の潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）と同様でございますが、介護予防サービスに関する基準を定めた条例でございます。

1点目は、医療と介護の複合的ニーズに対応するため、県において指定する介護医療院を創設し、それに伴う人員基準等の改正でございます。

2点目は、認知症グループホームにおいて、身体的拘束等の適正化を図るための指針の整備や適正化のための対策を検討する委員会の開催などを義務づける基準を新たに追加するものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

議案書の36ページをお開き願います。

議案第4号、潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正

するものとする。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

37ページをお願い致します。

主な改正点についてご説明申し上げます。

1点目は、指定介護予防支援事業者が事業を運営するにあたり連携する機関として、指定特定相談支援事業者を新たに追加するものであり、介護保険制度のケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との連携を促進するものでございます。

2点目は、公平中立なケアマネジメントの確保として、介護サービス利用者の方とサービス事業者の契約にあたり、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、ケアマネジャーは利用者やその家族の求めに応じて複数のサービス事業所を紹介することを義務づけるものでございます。

3点目は、医療と介護連携を強化するものとして、ケアマネジャーに3項目の取り組みを義務づけるものでございます。

1つ目は、担当する介護予防サービスの利用者が入院する際、ケアマネジャーは利用者の方へ担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関へ提出するものでございます。

2つ目は、平常時において、ケアマネジャーから主治医へ、利用者の服薬状況、口腔状態、身体状況等を情報提供するものでございます。

3つ目は、利用者が医療系サービスとして訪問介護等を利用している場合などは、利用者の方の同意を得て主治医へのケアプランを交付するものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから議案第1号、潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 国の法律が変わったというふうなことのようなんですけれども、ここまで具体的にというふうなことじゃなくて、県の指導も受けながらね、こういうふうなのをつくった部分もあると思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 藤原議員の質問にお答えを致します。

ご質問の県の指導に基づいたものであるかということにつきましては、これは国で示されたものであり、それに従ったものでございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 質問の趣旨がちょっと理解できなかったみたいなんですけど、これ全部、国の法律で決めたんじゃないじゃなくて、細かいところについては県の指導も受けながら決めた部分はあると思うんですけど、そこら辺どのようになったのかというふうなことをお聞きしたいんですけど。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 藤原議員の再質問にお答えを致します。

ご指摘のように、すべてが国から示された準則ではございません。県条例や国から示された準則に基づいて策定をしたものでございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 第1章の趣旨のところの第3条のところなんですけれども、「指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において」というふうなことをこう述べられておりますけれども、介護保険のいろいろな関係で施設利用できないとかそういうふうなことも出てきておりますけれども、これはあれでしょう、こういうふうな要介護の状態を居宅に幾らでもこうやって、施設を利用できないようにするとかっていうふうな趣旨ではないわけでしょう。そこら辺やはりね、対象となる介護者の方が心配するところだと思うんですけど、そこら辺の考え方どうなんですか。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 藤原議員の再質問にお答えを致します。

ご指摘のように、この改正は、利用者が可能な限り居宅において、能力に応じて自立した生活を営むことができるようにということで配慮したものでございます。これは公正中立なケアマネジメントの確保、あるいは市町村やほかの事業所と連携に努めて行うものとしたものでございます。

○議長（西村 武） ほかに質疑はありませんか。8番中川光博議員。

○8番（中川光博） 今提案いただきました議案第1号、2号、3号、4号についてです

けれども、これもよく言われてる2025年問題ということで、今2018年ですので、これから7年、8年先には、その施設に入れなくなる介護を必要としてる皆さんが多くなると逆転現象が起きると、そういう2025年問題というのがクローズアップされてますけれども、いわゆる地域包括ケアシステムに移行するための準備かと思うんですけれども、その全体的な方向づけをしっかりと説明していただけますでしょうか。

○議長（西村 武） 中川議員、今、議案第1号についての審議なので。

○8番（中川光博） 今、1号についての審議ということですがけれども、恐らく2号、3号、4号も今、私の質問に関連する事項だと思いますので、1号も含めてそのあたり質問にお答えいただければと思います。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 中川議員の質問にお答えを致します。

地域包括支援センターのこの改正の点につきましては、主に議案の第4号が主に掲載されてございます。このまず4号につきましては、共生型サービスの創設に伴いまして特定相談支援事業者の追加をしたものでございます。これには、障害者福祉サービスを利用した障害者の方が介護サービスを利用する場合に、介護制度の介護支援専門員、ケアマネジャーですがけれども、障害福祉制度の相談支援専門員と連携を促進して事業を行っていくというものでございます。

○議長（西村 武） 8番中川光博議員。

○8番（中川光博） もう一度確認ですがけれども、地域包括ケアシステムとの関連づけと申しますか、方向づけと申しますか、それとの関連は、この議案の1号、2号、3号、4号についてはどういうふうな方向づけになっていくのか、その全体像をちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（西村 武） 仲山長寿社会課長。

○長寿社会課長（仲山和法） ご指摘の件でございますけれども、地域包括ケアシステムにつきましては、すべての市町村が平成30年度から実施するという制度上決まっております。今回の上位法の介護保険法の改正につきましては、2025年問題に向けてのものについても一部ございますけれども、あくまでも高齢者が増えているという状況から、介護保険事業所を利用しやすい形で事業所の運営、そういったものを少しずつ緩和をして利用者の利便性に即していくというふうな流れになっているものの一部でございます。

- 議長（西村 武） ほかにございませんか。2番戸田俊樹議員。
- 2番（戸田俊樹） 中川議員が質問しておった1号だけでなく、1号から4号まで一括提案されてるわけですから、一つずつやってみますと、全体の流れといいますか、これからの介護のあり方というのがよくわからないわけですね、我々としては。その中で、許されれば議案第4号まで一括して質問を受けましたというふうにお取り計らいをいただければありがたいですが。
- 議長（西村 武） 戸田議員にお答えを致しますけれども、1号ずつやっていきます、4号まで。戸田議員。
- 2番（戸田俊樹） そうすれば中川議員と若干だぶるわけになるんですけれども、本、この介護関係の4号までの部分で、一度に答弁は普通できないんだと思うんですけれども、市長の施政方針等に関して、この議案書についての提言・提案なり説明があまりないわけです。そうしますと、予算書を見ますと介護保険料が値上がりをする。値上げするんですよ。昨年よりも約、大分ですね保険料が上がるということで、そういうことからすると、事業をしやすくして介護事業そのものが受けやすくしてみんなのためになるんだということですが、財政の裏づけがこのような形になってるわけで、それとどういふふうな関係があるか。もう少し説明をいただければと思います。
- 議長（西村 武） 仲山長寿社会課長。
- 長寿社会課長（仲山和法） ただいまのご質問でございますが、まず今回の議案第1号につきましては、新規条例ではございますけれども、部長の説明がありましたように、県からの権限が移譲されてくるというようなものでございまして、内容につきましては、ケアプランを作成するケアマネジャーさんおりますけれども、その方々に対する規制の緩和と、そういったものが主な条例になってございます。ご指摘のとおり、保険料の条例案につきましては、この後でまた出てまいりますけれども、それが直接これに関係するということではございませんのでご了承いただきたいと思います。
- 議長（西村 武） ほかにございませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（西村 武） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 本案は、社会厚生常任委員会へ付託と致します。
- 次に、議案第2号、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑あり

ませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 23ページ、第58条第2項中「2年間」を「5年間」に改めるというふうなところがありますね。それから、27ページ、登録定員と利用定員というふうなことでそれぞれ表がいろいろ分かれて、人数もこのように記入されておりますけれども、このメリットというのはどういうふうなことなのか、そこら辺ちょっと具体的にお願いします。

○議長（西村 武） 仲山長寿社会課長。

○長寿社会課長（仲山和法） ご質問にお答え致します。

まず1点目でございますが、2年間から5年間といたしますのは、文書の保存年限がこれまで国の方では5年と定めておりまして、県の方では2年ということでございましたが、これを今回の法改正におきまして、国の基準に従って5年に直すというのが1点でございます。

それから、今回、この条例の改正についての人数の部分でございますけれども、これは先ほど説明がありましたように、介護医療院という新しい施設が介護事業所として設置基準が定められてございます。この介護医療院といたしますのは、介護設備と医療の設備、これが合体したようなものでございますけれども、そういった際の受け入れの人員、これを設定したものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 1点目は、県が2年間だったから合わせて5年にするというふうなことの回答ありましたけれども、このメリットというのはどういうふうなことなのかという、どちらもですね、この人員のところも含めて、そこら辺についてはちょっと触れてなかったので、2年を5年にすれば今後の介護計画がどうのこうのだからって、まあそういうふうなところまでちょっと触れていなかったもので、そこら辺、当局としては5年間にした場合どういうふうなメリットがあるのか。それから、人員のところ、登録定員のところ、利用定員のところ、こういうふうにしたというのはどういうふうなメリットがあるのか。私、メリットについてお聞きしたんですけれども。

○議長（西村 武） 仲山長寿社会課長。

○長寿社会課長（仲山和法） ご質問にお答え致します。

メリットとしましては、まずは事業所側のメリットが1点ございます。それともう1

点のメリットとしては、事業所を利用する側の方のメリットもございます。2年から5年といいますのは、先ほど言いましたように文書とか情報、そういったものの保存期間でございますけれども、そういったものを例えば介護施設から医療の方に情報提供が必要な際に、これまで2年で廃棄されていたものが5年間保存されますので、そういった意味では、事業者側または利用者側のそういった身体上の情報が医療機関の方に伝わりますので、そういったメリットがあるというふうに理解してございます。

それから、もう1点でございますが、人員の人数の関係でございますけれども、これについては利用者側の方のメリットがございまして、これまである程度、介護事業所では一定の人数が決められてございますけれども、それが緩和されることによりまして介護事業者が利用しやすくなるというふうな、利用者側のメリットがあるというふうに理解してございます。

以上です。

○議長（西村 武） よろしいですか。ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託と致します。

次に、議案第3号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 35ページの3のところなんですけれども、その中で（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備することというふうなうたっておりますけれども、これについては今までもこのようなことがあったとは思いますが、これを国・県の指導を得ながらどういうふうになっていくのか。ただ、ここにうたってるだけではちょっと具体的なことがわからないので、その運用の仕方についても、もう少し述べた方がよかったんじゃないかな。それから、これについては家族の同意とかそういうふうなことも何にも書いてないので、そこら辺はもうそれを網羅したものなのか、そこら辺もちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（西村 武） 仲山長寿社会課長。

○長寿社会課長（仲山和法） ご質問にお答え致します。

今回のものにつきましては、ご指摘のとおり身体拘束というようなものが入っておりますけれども、これは主に認知症型の共同生活介護事業所、通称グループホームの利用の際に、認知症の方でありますのでどういった状況かは様々あるかとは思いますが、一定期間、短い時間ではございますが身体を拘束する必要が必ず生じる場合があると。そういった場合に、これまでですと県のある程度の基準がございましたけれども、さらに詳しく、例えばその身体拘束に至った経緯、実際行った時間帯、そういったものをきちっと記録に残しておきますと、さらにはきちんと家族の方にもそういったものの報告をしますというふうな規定内容でございまして、そういったものを事業者自体が、県、それから国の制度に従った基準を設けたものをきちんとつくっておきなさいというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託と致します。

次に、議案第4号、潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。8番中川光博議員。

○8番（中川光博） 第4号についてお尋ねしますけれども、先ほどの説明ですと障害者福祉の点についての変更のようですけれども、ちょっとよく見えないのは、介護があり、医療があり、今また障害者福祉という項目が第4号に出てきましたけれども、実際運営するためには、いわば医療ですのでお医者さん、そして介護ですので事業者、あるいは、もう一つ、今この4号ですと障害者というふうな枠組みが入ってきましたので、その介護と医療と、あるいは生活支援、そういうもろもろが実際のところはどういうふうに運営されていくのかというふうな、例えば月1回話し合いがあるとか、何カ月にも1回話し合いがその当事者であるのかどうか、そのあたりの具体的な運用の流れといたしますか、イメージはどういうふうに捉えておけばよろしいのか、そのあたり説明していただいているのですか。

○議長（西村 武） 仲山長寿社会課長。

○長寿社会課長（仲山和法） ご質問にお答え致します。

まず、この第4号につきましてでございますが、ご指摘のとおり介護と福祉の一体型というふうなことで、共生型サービスの創設というのがメインでございます。これは、今までですと介護は介護事業所ということで国・県からの指定でございますし、福祉の方でも、障害福祉の場合でも単独で国・県の指定ということでございますが、これが片方の指定を受けていても、もう片方の例えば介護の事業者であっても一定程度の設備を備えれば障害福祉の事業所としてのサービスも、認定も受けられるということで、介護と障害福祉が一体となった施設になりますよというふうなものでございまして、例えば障害者の方が65歳になりました。で、その施設が障害福祉施設であった場合に、介護施設の方に今までは移転という形になっていたものが、その障害福祉施設が介護認定事業所として認められた場合には、同じ施設に継続して居住することができるというふうなことで利用者側のメリットがあるということでございます。ただ、全体的な流れとしては、地域包括ケアということで大きな枠組みの中で医療と介護、福祉、そういったものが一体的に運営されていきますというふうな流れになっているものの一つというふうに理解していただければよろしいかと思えます。

○議長（西村 武） 8番中川議員。

○8番（中川光博） もう一度お尋ねしますけれども、その概念は説明していただいたので、今よくわかりましたけれども、実際その運用面では医療と介護と、障害福祉っていうのはよく私もわかりませんが、ケアマネジャーじゃなくて担当の市の職員がいわばケアプランみたいなものを作成していると思うんですけども、そういうその全体の中で実際の運営がどのように行われていくのかというイメージをもう一度教えてくださいませんか。

○議長（西村 武） 仲山長寿社会課長。

○長寿社会課長（仲山和法） お答え致します。

ご存じのとおり介護につきましては、介護支援専門員、ケアマネジャーという方がおりますし、障害福祉制度の場合でも相談支援専門員ということで、これもケアマネジャーというふうな言い方はしますけれども、それぞれが介護の分野でのケアプランを作成しますし、障害福祉の場合であれば障害福祉のケアプランを作成すると、そういった別々の制度があったんですが、それが一体的になりまして、障害者であっても適切な介護のケアプランを作成することができますよということで、本人にとっては非常にメ

リットがあるのかなというふうに思います。

全体的な流れになりますけれども、2つの制度が1つになって、それぞれ身体的な障害がある方でもきちんと住み慣れた地域で暮らすことができる制度ですよというふうなことでございます。

○議長（西村 武） ほかにありませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 今、1号から4号まで、今4号の質疑に入ってるわけですが、内容等についてははっきり私よくわかりません。国から県と、県から移譲されて云々ということでもわかりましたけれども、要は、これから利用者といいましょうか、対象者がおるわけで、制度が変わることによってその利用者に対してどういうふうに行政として向き合うか。今までと制度が、2つが1つになるとか様々なものが、複雑なものが一本に絞られると、大変いいようにも聞こえますけれども、現実にご利用される市民に対して、いわゆる受ける側の市当局がですよ、相当やはりスキルアップをして対応していかないと、混乱はないでしょうが、なかなかね、法律が改正したけれども実を上げることにならないということだって十分想定されるわけですよ。したがって、法律が改正されれば施行が間もなくだとすれば、直ちにその制度が施行されるわけですから、法律がね。そうした場合において、当局がどういう受け皿とスキルアップをして対応してるのか。その準備がもう既にできてるのか否か、そこだと思っんですよねポイントは。ですから、その点はどこらまで進んでおるのか。明日からすぐでもね、4月1日からいくのかどうかわかりませんが対応せざるを得ないわけですから、そこが私は一番のポイントかなと、今回のね法律改正の。そういうふうに思いますけれども、そこらはどういうふうな体制と受け皿を準備されてるのか、ひとつお答えいただきたいとします。

○議長（西村 武） 仲山長寿社会課長。

○長寿社会課長（仲山和法） ご質問にお答え致したいと思います。

まず、今回の条例改正につきましては、上位法の改正で事業所の設備整備、人員、そういったものの規制を緩和するというのが大きな目的の条例改正になってございます。そういった意味では、この後、各事業所がこの条例施行を機にですね、例えば介護事業所が障害福祉の事業所の指定を受けるか受けないかはやはり事業所側の判断によるものと思いますけれども、行政側としましてはできるだけそういう利用者の方々が利用しやすいように、介護事業所、可能であれば障害福祉の方の指定機関としての手を挙げていただきたいなど。そういった場合は、行政側としましても例えば申請書、そういったも

のチェック、そういったもののお手伝いはできるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 課長ね、やりたいという気持ちは伝わってきましたけれども、現実、新しいエリアに踏み込んでいくわけですよ、この部分ね。やはり国から県、県から市に移譲されたという部分の中で、施設といっても相当あるわけでしょう。恐らくその範疇の中の問題ばかりでなくして、やはりこれどちらになるのかなと。非常に難しい判断とか等々出てきた場合、やはり行政当局としてもそれなりのきちっとしたやはり対応をするだけの知見を持ってなきゃならないし、そしてまた行政、いわゆる上位の行政機関との連携、そして施設それぞれだって個別の私は違いがあると思うんですよね。そこらをきちっと法の中で、制度の中できちっと対応し、そして結果的には利用者に対してきちっと対応できる体制を築くための今準備ができてるのかなという、私お尋ねしたはずなんですけど、なかなかそこら辺ちょっとその回答はないのかなというふうに思いますので、大変恐縮ですがもう一度その点についてお願いします。

○議長（西村 武） 仲山長寿社会課長。

○長寿社会課長（仲山和法） ご質問にお答え致します。

ご指摘のとおり4月1日から施行されるものでございますので、行政側の体制と致しましては十分、民間の事業所の方に問い合わせがあった際でもきちんと答えられるような体制は整えてございます。例えばですけれども、議案第2号の方で説明がございましたが、介護医療院というふうな新しい言葉ができてまいりました。これは、介護、通常の病院、診療所であっても設備を整えれば介護の事業所としてもそのまま継続して使えますよというふうな新しいものでございますし、共生型サービスといいますものにつきましても介護と障害福祉が一緒にできるというふうなものでございますので、利用者側の方のメリットはありますし、事業者側の方でも手を挙げていただければそれにきちっと行政側の方でバックアップできる体制は整えてございますので、安心してこういった新しい事業にも事業所さんの方では取り組んでいただけるように、市の方でも応援をしたいというふうに考えてございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 確認でちょっとお尋ねしたいんですけれども、今まではケアプラン

の作成というのはケアマネジャーが、資格を取った方がやっていたものだというふうに認識しておりますが、この議案の中で、医療相談員、ケアケースワーカーですけれども、そういうふうなケアマネジャーの資格を持っていない方でも今度はケアプランを立てれるというような認識で捉えてよろしかったでしょうか。それについてお伺い致します。

○議長（西村 武） 仲山長寿社会課長。

○長寿社会課長（仲山和法） 質問にお答え致します。

ケアプランの作成につきましては、あくまでもケアマネジャーの職種、職務になりますので、医療病院等の相談員につきましては、あくまでも立ち会うというふうな位置づけになりますので、お願いしたいと思います。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託と致します。

暫時休憩致します。11時30分まで休憩します。

午前11時18分 休憩

.....
午前11時31分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

【日程第9、議案第5号 潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について 及び 日程第10、議案第6号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第9、議案第5号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について及び日程第10、議案第6号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について一括議題と致します。

議案第5号及び議案第6号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

栗山副市長。

（「議長、議事運営。」の声あり）

○議長（西村 武） 議事運営上、はい、認めます。はい、どうぞ。

○13番（堀井克見） 先ほど戸田議員から発言あったわけですが、一括上程をして、質

疑は、これ単行案でしょう、言ってみれば。単行案だから何号何号っていうことで分けしてるわけでしょう。だとすれば、単行案だとすれば第何号というものを一つ上程をし、そして質疑をしていくと。順次進めていった方がわかりやすいんじゃないですか。何で一括上程をし、そして1本ずつ質疑していくという手法をとるのか。そのむしろメリットって何なのか、ちょっと説明願えますか。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

.....
午前11時38分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど言ったけれども、いいか。もう一回言い直しますか。

日程第9、議案第5号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について及び日程第10、議案第6号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを一括議題と致します。

議案第5号及び議案第6号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。
栗山副市長。

○副市長（総務部長事務取扱）（栗山隆昌） それでは、議案書の39ページをお開き願います。

議案第5号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、潟上市デジタル防災行政無線設置工事の実施等に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

潟上市デジタル防災行政無線の増設工事に伴い、2カ所2局の新設及び潟上市立昭和西保育園の統合により配置場所の名称を変更する必要があるため、条例中の別表を次のように改めるものでございます。

なお、参考資料の71ページには新旧対照表を掲載してございますので、併せてご覧ください。

ださい。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案書の41ページをお願い致します。

議案第6号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、自殺対策計画検討委員会及び学校運営協議会の設置に伴い、非常勤の特別職職員の職を追加する等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、非常勤の特別職職員の職へ「自殺対策計画検討委員会委員」を新たに加えるものでございます。これは、自殺対策についての計画を策定するにあたり、市民等から広く意見を聴取するため、潟上市自殺対策計画検討委員会が設置されることに伴うものでございます。

2点目は、「就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改めるものでございます。これは、文部科学省より、就学指導委員会については教育支援委員会といった名称にすることが適当であるとの指導通知により、名称を改めるものでございます。

3点目は、非常勤の特別職職員の職へ「学校運営協議会委員」を新たに加えるものでございます。これは、平成30年4月1日より、学校と保護者、地域住民が一体となった学校運営に取り組むため、学校運営協議会が設置されることに伴うものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから議案第5号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

○議長（西村 武） 次に、議案第6号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 新たに自殺対策検討委員会を設置するというふうなことで、これはいいことだと思うんですけども、じゃあ今までこういうふうな対策ね、自殺対策のものが、こういうふうな委員会じゃなくてどのようにやってきたのか。今こういうのをつくる、ちょっとやはり遅いんじゃないかなというふうな私は思いますけれども、今までの経過。それからあとは、教育支援委員会の委員とか学校評議員のその学校運営協議会委員だとか、そういう名称変わるのはまずわかりましたけれども、そのひとつ、当初言いました自殺対策計画検討委員会設置の経緯、今までの取り組みとかそういうふうなこと、どの部署でやってきたのか。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 藤原議員のご質問にお答えをします。

これまでの自殺対策ということでございますが、これまでも本市においてはそれなりの自殺に対する計画というものは行ってございました。今回この自殺基本法の改正によりまして、自殺対策総合対策大綱の見直しということで平成30年度に今義務づけられたものでございます。この委員会は、正式名称は自殺対策計画検討委員会という名称で行うものでございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 法律の改正、基本法による大綱の見直しというふうなことで、設置というふうなことはわかりましたけれども、これ何人でやるのか。それから、どういうふうなメンバー、これはここに載っていませんけれども、もしできる範囲内で。それから、今までも本市では自殺対策というふうなことではやってきておりましたけれども、どの部署でやってきたのか、どういうふうに。月1回とか半年に1回とか、そこら辺の取り組みについてもちょっと伺いたいと思います。今後のまた自殺対策検討委員会、新しく設置するということですのでけれども、これからの何ていうんですか、いろんな取り組み、会議の頻度とかも含めて内容をもうちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 藤原議員のご質問にお答えします。

自殺対策計画検討委員会のメンバーということでございますが、現段階では医療保険

福祉関係者、あるいは労働関係者、教育関係、地域団体関係等で考えてございまして、予算は12人の年3回分の会議ということで予算を計上してございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今までどのように取り組んできたのか、どの部署でというふうなところは。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 藤原議員の再質問にお答えをします。

これまでは潟上市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱ということで設置してございまして、担当は健康推進課で主に行っておりました。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。8番中川光博議員。

○8番（中川光博） 条例案の中の教育支援委員会委員、学校評議員、学校運営協議会委員というふうなありますけれども、この仕事の内容を確認したいと思います。宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 中川議員のただいまのご質問にお答え致します。

はじめに、教育支援委員ですけれども、これは障害のある児童生徒に対する教育の支援ということで、心身障害児の把握、あるいはその判別、適正就学指導に関すること、あるいは就学猶予・免除等、それから特別支援教育の推進及び教育相談、こういったことを担うものでございます。

それから、学校運営協議会でございますが、この協議会は教育課程の編成に関すること、学校経営計画に関すること、その他校長が必要と認める事項、こういったことに対して承認及び審議をする協議会となっております。

それから、学校評議員でございますが、こちらは校長からの提案に基づきまして学校の評価を行うもので、学校運営協議会を設置する学校には必要のないものでございますが、潟上市幼稚園でございます。それから、幼保連携型のこども園がございますので、こちらの方のための評価を行うために残るものでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 8番中川光博議員。

○8番（中川光博） 再度で大変申し訳ないんですが、そうすると学校評議員と学校運営

協議会委員というのは、まず仕事の内容はかなり同じだと、こういうふうに理解しておいていいですか。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

学校評議員は、あくまでも学校を評価するというのが中心になります。今回、潟上市のこの評議員は、幼稚園あるいはこども園の方の評価ということになります。学校運営協議会委員というのは、教育課程の編成。先ほども申しましたとおり教育課程の編成、それから学校経営計画、あるいはその他校長が必要と認める事項について、承認あるいは審議を行うということでございますので、運営そのものに携わるのが学校運営協議会委員、学校の評価を行うだけというのが学校評議員ということで、性格は違ったものになってございます。

以上です。

○議長（西村 武） 8番中川光博議員。

○8番（中川光博） 確認ですけれども、そうすると今まで学校評議員の皆さんが小中学校で行っていたその評価っていう仕事は、今後については、小中学校の学校運営協議会委員はその評価っていうその仕事はなくなると考えておいていいですか。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

学校評価というところは、運営協議会委員の仕事としても残るものでございます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 議案第6号のところで確認したいんですけども、先ほど藤原典男議員さんもちよつと言ったのとかぶりますが、前回も私、全員協議会でちよつと確認で聞いたと思うんですが、いま一度ちよつと再確認したいと思います。

検討委員会のメンバーについてのことなんですけども、この辺について、スクールソーシャルワーカーの資格を持った方のメンバー招致っていうか、そういう方は招致しての検討委員会であるのか。その辺について、前回ちよつとその方を呼ぶということにははっきり申してなかったと思うんですが、その辺についてちよつとお伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 佐藤議員のご質問にお答えを致します。

スクールソーシャルワーカーの委員については、現在も検討中でございます。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第11、議案第7号 潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第11、議案第7号、潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第7号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） それでは、議案書の43ページをお開き願います。

議案第7号、潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律による勤労青少年福祉法の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

勤労青少年福祉法の一部改正に伴い、条例第13条「運営委員会の設置」を削り、第14条を第13条に繰り上げるものでございます。

なお、附則第1項では、この条例の施行日を公布の日としており、第2項は、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例より、別表勤労青少年ホーム運営委員会委員の項を削る附則による改正でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

昼食のため、13時30分まで休憩します。

午前 11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第12、議案第8号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について及び日程第13、議案第9号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第12、議案第8号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について及び日程第13、議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について一括議題と致します。

議案第8号及び議案第9号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 議案書の45ページをお開き願います。

議案第8号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

46ページをお願いします。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

平成30年4月より、県も市町村とともに国保の保険者となり、国保財政の責任主体となることから、県が所掌する事務と市町村が行う事務との区別化を図るため、関係条例の文言の整理を行うものでございます。

改正内容につきましては、条例案のとおり、「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の47ページをお開き願います。

議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、介護保険法の規定により策定した第7期潟上市介護保険事業計画に基づき、条例の関係部分を改正するものでございます。

48ページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

第7期潟上市介護保険事業計画では、保険給付を円滑に実施するため、介護保険料基準額を年額8万1,600円で算出しております。第6期潟上市介護保険事業計画では年額7万8,000円で算出しておりましたので、3,600円増額となり、それに伴い、所得段階ごとの保険料率に応じた保険料額に改めるものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから議案第8号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今年の4月から国民健康保険が都道府県単位化されるというふうなことで、条例の改正というふうな説明だと思いますけれども、この中で、先ほどの説明の中では県の事務と市の事務を区別化するためにもというふうなことを述べておられましたが、そうすれば、この中で市の事務というふうなことを付け加えられておりますけれども、この市の事務というのは何なのか、また、県の事務というのは何なのか、そこから辺ひとつお答え願いたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 藤原議員のご質問にお答えします。

県の事務と市の事務ということでございますが、市の事務としては、これまでも国保事業を行ってきた事業とほとんど変わりません。それに付け加え、県とのやりとりという事務が発生することです。あと、県は各市町村からのそれを取りまとめて、今まで支払った医療費等、それを各市町村に配分して請求して国保運営事業を行っていくというものでございます。

以上であります。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 県のやりとりとかはもうまずお話されましたけれども、以前の市の事務とほとんど変わらない、付け加えられるのは県との協議というふうなことみたい

なんですけれども、やりとりね。でも、私もっと具体的に聞きたいんですけれども、例えば今までやってきた徴収の問題とか、それから賦課の問題、それから納付書発行するとか、そういうこともいろんな事務があると思うんですけれども、どこら辺までが市の事務として変わりなくやるのか。それから一番問題になるのは徴収の関係で、徴収ができない場合は県の方に委託とかっていうことをやってきたわけでしょう。そこら辺も含めて、それから県の事務としては、ただ市とのやりとりだけになるのかどうか、そこら辺財政的な運営も含めてお願いします。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 再質問にお答えを致します。

市の事務ということですが、これまで行っておりました賦課徴収、資格確認等の事務のほか、県とのやりとりが増えることにはなりますけれども、基本的にこれまで行ってきた国保事業と何らやる作業は変わらないものと考えてございます。ただ、それに先ほどもちょっと言いましたけれども、県の方にデータとかそういったものを取りまとめてやることですが、例えば軽減であるとか減免であるとかそういったものに関しては、今のところは市町村ごとの基準ということで想定をしております。今後、各市町村からの減免基準等の統一があれば全県統一を図ることになりますけれども、現段階では各市町村に委ねられているということでございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） いろいろわかりましたけれども、ひとつ徴収の点について、前は県の回収機構の方に回収困難な場合はやって、その徴収というふうなこともなってきましたけれども、これは市のもう事務ということになりますか。そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 再質問にお答えを致します。

本市においては、県の滞納整理機構と連携をとりまして行っておりますが、そういった事務については今までと何ら変わらなく作業を進めていくものでございます。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 部長の説明で大体、所掌事務が従前と変わらないという説明と、それから、逆に県とのやりとりで、データ等のやりとりで事務が増えるということになりはしないかというふうに考えられます。単純に国民健康保険運営協議会から市の国民健

康保険事業の運営に関する協議会に改めるというふうなことで、この文言の意味するところは非常に深い意味があるような気がし、初年度は各市の基準に基づいて国保税の賦課については基準を変えないというふうなことを、はっきりは言っておらないわけで、変える、変わる可能性がある、我々はそう思ってるんですけども、これは厚労省の指導があって県が指導を受けて、さらに市がその指導を受けるという上からの命令下でなるのかどうか。そこをきちっと市では、できないんだと。その辺までは入る余地はない。ですから、上から来るものに従って情報のやりとりをします。当然これは過去のデータがすべて県の方に上がっていくわけですから、今の減免の基準は変えないといっているのが今の段階だけ、今年だけと。2年、3年後になると、各25市町村の国保税の所得割、均等割、平等割、いろんなそういうのがあって、我々の議員の段階では、じゃあ秋田市はどうなんだ、男鹿市はどうなんだというようなことはわからないわけですよ。比較検討の余地がない。それで、今年度の一般会計予算書の方に国保会計のことは計上されておいて、条例の改定だけではこれはなかなか進まないと思うわけですので、これは次の介護の方にも入るわけですけども、そういうところをきちっとこの辺はこうだというふうな説明をぜひお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 戸田議員のご質問にお答えを致します。

県が国保財政の責任者ということで業務を進めるわけですが、これをやったからといってすぐに医療費とかの削減に結びつくというものではないと考えてございます。医療費が軽減されなくても事務の効率化といいますか、様々な事業の方面での削減にはつながるのではないかとこのように考えています。ただ、市町村の作業としては、今までやってきたものにプラス県のやりとりが生じるわけですので、その辺は事務量は増加するのではないかと。ただ、その県の方でも、今は各市町村で均等割、平等割を決めて行っていますが、それは徐々に標準化を進めると、県の方でも進めると。ただ、県が事業主体になるからといって、すぐ均一にされるものではないかと。

以上でございます。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 市民福祉部長としては、先ほどの段階の答弁よりできないと、こういうふうに解釈せざるを得ません。最近の国会等を見ても、厚労省のやっ

ますと、大変疑義を感じるわけですね、県民、国民、市民、まあ平民としてですね。そういう中で県が事業主体になっていくと、さらに市の主体性のない国保の運営になるのではないかなというふうに懸念しますので、その辺は市長、副市長並びに、どう考えておられるのかね。もし考えがあって、これにはこういうふうな対応をしていきたいということがあればお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの戸田議員のご質問にお答え致します。

本日も参議院におかれましては予算委員会を開いておりまして、昼休みの時間、私もテレビの方で拝見しておりました。今、働き方改革をめぐって様々国会では議論が行われていることと承知しております。

今回の国保条例、国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、今市民福祉部長から説明があったとおり、法律の改正をもとにして、これを趣旨は持続可能な医療保険制度を構築するためということで、これは国権の最高機関たる国会の方で議決した法律に基づいて、我々はこの条例を改正するという趣旨であります。さはさりながら、戸田議員ご指摘のとおり、これは運用という段階に入っていけば今度は予算が関係してまいります。そこはまた予算の方でご質問等あり、またご説明申し上げることでございますけれども、ひとつあるのは、市民福祉部長から事務が増えるという言葉がありましたが、これは過渡期においてはどうしても避けられないことであろうと思っています。いずれ数年のうちにそこが役割分担がきちんとして事務が整理されていけば、されていく必要がありますし、されていけば、我々の事務も多少なりとも軽減されればいいと思っていますし、この件に関しては、知事と、それから市町村長の懇談会においても何度も説明を受けてやりとりを受けてこの形になってきてございます。いずれにしても、数年後、我々潟上市として国民健康保険を運営してきた歴史と、それから今まで市民の方にご理解いただいているものがありますので、それはそれとしてきちんと県の方には申し上げて、どこがどうすれば秋田県全体の国民健康保険が持続可能になるのかという観点で、潟上市は潟上市としてきちんとした主張をしてまいりたいと思います。今後ともそのあたりについてご理解と、それからご指摘、そしてご疑問がありましたらまたご質問お寄せいただければと思います。ご質問いただき、ありがとうございました。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

次に、議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番(藤原典男) これ説明聞いて、皆、ほかの議員も感じてることだと思いますけれども、値上げということですね、それぞれの段階。65歳以上の人はやはり年金が足りなくて、もう生活が大変だというふうな声があるんですね。そこら辺のことを市ではどのように皆さんの気持ちをこう汲んでいるのか、そこがまず私知りたいところです。それから、値上げはもちろんしたくないとは市当局でも思ったとは思いますが、その値上げ回避のためにどのような努力、それから財政的な努力も含めながら、何ていうんですか、値下げのために頑張ってきたのか。やむを得ずこういうふうになってきたのかというふうな、そこら辺の経過ですね、お願いしたいと思います。

○議長(西村 武) 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長(藤原久基) 藤原議員のご質問にお答えを致します。

保険事業の介護保険料の値上げということですが、この保険料につきまして、本市では月額6,500円、第6期6,500円から第7期が6,800円と300円の増加、年間では3,600円の増加になるわけですが、今回は、今、ほかの市町村においてもそれぞれ予定の価格がこう示されているわけですが、本市は4.6%の増ということで、22で行われますその改正の中では低い方であると、最も低いということですが、その背景には基金が若干あったということなどもございます。介護保険の値上げと事業の充実といいますか、事業を充実するということはなかなか安い事業費では難しいということもございまして、いかに低く事業を充実するかということについて我々はこれからももっと考えていかなきゃならないと考えてございます。

以上であります。

○議長(西村 武) 12番藤原典男議員。

○12番(藤原典男) 私は2つのことを聞きました。1つ目は、市長からもお聞きしたいんですが、やはり少ない年金の中で支払いというのは、またも値上げということですね、前回も今回も。やはりこれは生活に響くと思うので、そこら辺どのようにこの値上げについてお考えなのか。そこら辺、市民の声も含めて、私どもアンケートを

やってそれを市当局の方にもお渡ししてありますけれども、そこら辺の市民の感情も含めて、こういうふうに思ってるよというふうなところが一つと、あとは、やはり値上げしない方向でどのような方向努力してきたのか、そこら辺も含めてもう一回お願いしたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今の藤原典男議員のご質問にお答えします。

介護保険事業、このそもそもの成り立ちは、それぞれお金を出し合って、どういうふうになれば公平な負担になって、そしてそれが益を被るかということを議論していきながら、そしてそれは介護保険事業計画という中で定めていくわけです。私どもご案内のとおり、今ご指摘のとおり少ない年金と。これはそのとおりそういう声もお聞きするものでありますので、なるべくであればそういったご期待にも沿いたいものですが、我々行政としてはあくまで公平な徴収と公平な分配はどうあるべきかということを、そういった専門の方々からのご意見も頂戴しながらこの計画を定めてきてるところであります。それでこの結果、ほかと比較すれば値上げの率は多くはないですが、ただこの4.6%増というご負担をお願い申し上げたいということであります。

ご指摘のとおり値上げしないで済めば一番いいわけですし、そういった生活が容易ではないという方が多数いらっしゃることもまた承知しております。ただ一方において、たくさんの負担をされている方も一方においてはいらっしゃいます。どこが一番公平な分配になっていくのか、公平な負担になっていくかということを、やはり議員の皆様方とそれぞれの立場、それぞれの地域の声をもとにして定めていきたいと思っておりますし、我々行政サイドではなるべく客観性を担保するために、そのような専門家の方にご意見等もお伺いしながらこういった率を定めているところであります。どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 介護保険のことについてはかなり厳しい財政だということはわかりますけれども、先ほど基金もあったからというふうなお話もされましたけれども、それ以外に財政投入というふうなことも考えられなかったのかどうか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 予算の骨格に絡むことですので、私からご答弁申し上げます。

財政調整の方で繰り入れなかったのかと。あのお金、我々積み立てているお金でございます。それは、例えば緊急避難的に我々が必要とされる場合に、要するに家計の預貯金と一緒に、病気になった場合であるとか緊急の場合のものとして我々が担保しているものでございます。ご案内のとおり災害等が発生した場合に、いずれは県であるとか国であるとか我々に救いの手は必ずや差し伸べてくれるものと確信しておりますが、ただし緊急出動を要した場合に、その手続きというのは時間がかかって、当初は市が負担せざるを得ないというところもあります。ですので、私どもはそういったものについては、利用すべきときは利用すべきだと思っております。ですので、そこあたりも、この件に関して果たしてそういったお金が繰り入れるべきなのかどうかということも併せてご意見を頂戴しながら、そのご意見ももとにしてまた決めてまいりたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 部長の方からいみじくも4.6%のアップだというふうなことで、5,389万4,000円がこの条例の改正に伴って予算が組まれているということで、これが7期だと、7期で月にかかる経費が6,500円から6,800円で、今回が3,600円年間上がるというふうなことの計算。この試算の結果がこうなんだとあって、条例を通してその後に予算を通すということの段取りのようですけども、少し無理があるような気がするんですね。単年度でこれやってくことでもう既に本予算を組んでるわけですから、もう少し前もってこういう状況でこういうことでこういうことなんだからこれだけの値上げをしなきゃいけないという説明があってしかるべきだというふうに思うわけです。その部分ですね、4.6%のアップっていうのがどれほど市民に影響を与えるのか。その辺のところだと思っております。基金があったからその取り崩しがあったんだというふうなことを言ってますけども、実際には一般会計からの繰り入れも564万6,000円ほど増やしておるし、どうもやりくり算段をしながらこの辺に抑えたんだと。全県25市町村の中ではこれでも最も低い方だというふうなことで慰められてるのかどうかということが、どうもこの組み方がちょっとおかしい。実際にどれだけかかるんだというふうなことを計算した上で、やむを得ずこのくらいに抑えるためにはこういうふうにしたんだというふうな話であればわからないわけではないんですけども、その辺の経緯をもう少し詳しくお話、説明をいただければありがたいです。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 戸田議員のご質問にお答えを致します。

今回、この保険料を算定した背景には、平成30年から32年度までの要支援・要介護者の見込みについて、厚生労働省の方から「見える化システム」というそのコンピューターのシステムがございまして、それに基づいて金額を算定したものでございます。ですので、本市は今回はたまたま4.6%でございましたが、前回第6期において低かった市町村においては25%とかそういった上昇率があるところもございます。今回は、その厚生労働省の方からのそのシステムによって算定してるというものでございます。

以上であります。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 要支援等の関係で厚労省の方からの見える化システムによってこういうふうな計算されたということで、それはそれとして聞いておきますが、ぜひ社厚委員会の中でしっかりした審議をしていただきたいと、こういう要望しておきます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第14、議案第10号 潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について及び 日程第15、議案第11号 潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第14、議案第10号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について及び日程第15、議案第11号、潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について一括議題とします。

議案第10号及び議案第11号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） それでは、議案書の49ページをお開き願います。

議案第10号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市市営住宅条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る

ための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正等に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明致します。

1点目は、第14条、第15条、第31条、第33条、第36条、第39条及び第40条関係で、公営住宅法においては、家賃を決定するために入居者に収入申告を義務づけておりますが、認知症患者、知的障害者等で収入の申告をすること、または収入の報告の請求に応じることが困難であると認められる場合は、当該入居者からの申告または報告によらず、官公署の書類の閲覧等により当該入居者の収入状況を把握した上で家賃を決定することが可能となったものでございます。この背景につきましては、収入状況の報告の請求を行ったにもかかわらず市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃に設定することになり、本来負担すべき家賃よりも高額な家賃を支払わなければならないこと等の例外を認める規定を加えたものでございます。

2点目は、上記改正に伴い、公営住宅法施行令と公営住宅法施行規則について現行条例との条ずれが発生したため、その引用箇所と条例との整合性を図る必要があるため改正するものでございます。

次に、議案書の52ページをお願い致します。

議案第11号、潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

今回の一部改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、現行条例との整合性を図る必要があるため改正するものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

次のページをお願い致します。また、参考資料の92ページから93ページまで新旧対照表が載っておりますので、併せてご覧ください。

潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

第2条第1号中「3万7,700円」を「3万3,900円」に改め、同条第2号中「1万

7,000円」を「1万5,000円」に改めるものであります。

附則、第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第2項、この条例の施行の際、現になされている申請に係る手数料については、なお従前の例による。

条例改正の内容につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定めている手数料の標準額については、国の地方分権計画に基づき原則3年ごとに見直しが行われております。平成29年度は見直し年度であるため、手数料の標準額の見直しを行い、所要の改正を行うものでございます。この政令は、人件費、単価または物価水準の経済変動について、国が調査した結果等を反映したものであり、手数料の標準額の見直しが必要なためでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから議案第10号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

次に、議案第11号、潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第16、議案第12号 潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第16、議案第12号、潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第12号について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 議案書の54ページをお開き願います。

議案第12号、潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

55ページをお願い致します。

主な改正点についてご説明申し上げます。

この一部改正は、国民健康保険の被保険者が住所地特例として他県の医療や介護施設に入所中に満75歳になり、後期高齢者医療の被保険者になった場合には、引き続き後期高齢者医療制度の住所地特例とするものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第17、議案第13号 潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第17、議案第13号、潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第13号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） それでは、議案書の56ページをお開き願います。

議案第13号、潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による都市公園法施行令の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

今回の一部改正につきましては、都市公園法施行令第8条第1項の改正により、現行条例との整合性を図る必要があるため改正するものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

次のページをお願い致します。また、参考資料の97ページから98ページまで新旧対照表が載っておりますので、併せてご覧ください。

潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（運動施設の施設面積の基準）

第7条 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

都市公園法施行令第8条第1項では、一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならないとされておりましたが、今回の施行令の改正により各地方公共団体の条例で定めることとされ、本市では国の基準に合わせ、敷地面積の100分の50を上限としたものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第18、議案第14号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第18、議案第14号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第14号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） それでは、議案書の58ページをお開き願います。

議案第14号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合

的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明申し上げます。

このたびの法律の一部改正では、認定こども園に係る事務権限を都道府県から指定都市等へ移譲する項目が加えられたことにより、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示を定めている規定が法第3条第9項から同条第11項に繰り下がっております。このことに伴い、本市条例において法律の条項を引用しております第15条第1項第2号中の「同条第9項」を「同条第11項」に改めるものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第19、議案第15号 潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定について】

○議長（西村 武） 日程第19、議案第15号、潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案第15号について、当局より提案理由の説明を求めます。栗山副市長。

○副市長（総務部長事務取扱）（栗山隆昌） それでは、議案書の60ページをお開き願います。

議案第15号、潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、潟上市防災・健康拠点施設でございます。

2. 指定管理者となる団体は、秋田県潟上市昭和大久保字街道下92番地1、医療法人正和会で、理事長は小玉敏央氏でございます。

3. 指定の期間は、平成30年7月1日から平成33年3月31日までの2年9カ月でございます。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

先般の全員協議会におきましても説明しておりますが、今回の指定管理者の指定につきましては、現在八郎潟ハイツ跡地に建設中の潟上市防災・健康拠点施設を7月から指定管理者による管理運営を行うために指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の指定の要件と致しましては、潟上市内に主たる事業所を有する法人またはその他の団体であることとし、平成29年12月25日から平成30年1月25日までの1カ月間で募集を行い、2月6日に指定管理者選定委員会を開催し選定したものでございます。このたびの応募は医療法人正和会1社でありましたが、審査の結果、本施設の設置目的は、市民の健康・体力づくり活動を通じた健康寿命の延伸であり、申請内容から医療法人である正和会がこれまで培ったノウハウを管理運営に生かすことができるとともに、法人全体で職員も多く、管理運営に問題ないと認められたことから指定管理者に指定するものでございます。

それでは、参考資料の102ページをお開き願います。

医療法人正和会の概要についてご説明致します。

設立は平成6年8月、資産総額は33億2,749万7,000円、従業員数は理事7名、監事2名、職員446名でございます。事業実績は、潟上市内では小玉医院のほか9施設、潟上市外では五十嵐記念病院のほか6施設を経営しております。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第20、議案第16号 男鹿地区消防一部事務組合同規約の一部変更について】

○議長（西村 武） 日程第20、議案第16号、男鹿地区消防一部事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。

議案第16号について、当局より提案理由の説明を求めます。栗山副市長。

○副市長（総務部長事務取扱）（栗山隆昌） それでは、議案書の61ページをお開き願います。

議案第16号、男鹿地区消防一部事務組合同規約の一部変更について。

男鹿地区消防一部事務組合同議会議員定数を改めるため、地方自治法第286条第1項の

規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、男鹿地区消防一部事務組合理約の一部を別紙のとおり変更する。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、平成30年4月22日から男鹿市議会議員定数が変更されることに伴い、男鹿地区消防一部事務組合理約議会議員定数の見直しを行ったことにより、同組合理約における議会議員定数を改めるため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願い致します。

主な変更内容についてご説明申し上げます。

平成30年4月22日以降、男鹿市議会議員定数が現行の「20人」から「18人」となることに伴い、男鹿地区消防一部事務組合理約議会議員定数「13人」を「12人」に改め、そのうちの男鹿市議会議員定数を「7人」から「6人」に改めるものでございます。

また、参考資料104ページに新旧対照表を掲載しておりますが、今回の規約変更において潟上市議員定数4人に変更はございません。

なお、この規約は、知事の認可を受け、平成30年4月22日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

【日程第21、議案第17号 男鹿地区衛生処理一部事務組合理約の一部変更について】

○議長（西村 武） 日程第21、議案第17号、男鹿地区衛生処理一部事務組合理約の一部

変更についてを議題とします。

議案第17号について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） それでは、議案書の63ページをお開き願います。

議案第17号、男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部変更について。

男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員定数を改めるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部を別紙のとおり変更する。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、平成30年4月22日から男鹿市議会議員定数が変更されることに伴い、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員定数の見直しを行ったことにより、同組合格約における議会議員定数を改めるため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

64ページをお願い致します。

主な変更内容についてご説明申し上げます。

議案第16号においても説明をしておりますが、平成30年4月22日以降、男鹿市議会議員定数が現行の「20人」から「18人」となります。それに伴い、組合議員の議員定数を「11人」から「10人」に改め、そのうちの男鹿市の議員定数を「7人」から「6人」に改めるものでございます。

また、議案第16号同様に、今回の規約変更で潟上市議員定数4人に変更はございません。

なお、この規約は、知事の認可を受け、平成30年4月22日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起

立願います。

(賛成者起立)

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。2時35分まで休憩します。

午後 2時27分 休憩

.....
午後 2時35分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第22、議案第18号 平成29年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について から 日程第46、議案第42号 平成30年度潟上市水道事業会計予算（案）について】

○議長（西村 武） 日程第22、議案第18号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）についてから日程第46、議案第42号、平成30年度潟上市水道事業会計予算（案）についてまで一括議題とします。

議案第18号から議案第42号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。栗山副市長。

○副市長（総務部長事務取扱）（栗山隆昌） それでは、議案書の65ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第18号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第9号）の1ページをお願い致します。

議案第18号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,965万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億7,954万1,000円とするものでございます。

6ページをお願い致します。

第2表繰越明許費について申し上げます。

6款1項農業費は、農業基盤整備促進事業で185万円と、ため池等整備事業273万円でございます。2項林業費は、高能率生産団地路網整備事業で382万2,000円でございます。

8款3項河川砂防費は、急傾斜地崩壊対策事業で240万8,000円でございます。

次に、第3表債務負担行為について申し上げます。

天王本郷自治会館指定管理料は、平成30年度から34年度までの期間で、限度額104万円でございます。有線放送電話施設指定管理料は、平成30年度から34年度までの期間で、限度額425万円でございます。

7ページをお願い致します。

第4表地方債補正について申し上げます。

起債の目的の保健衛生施設整備事業は、4,660万円を減額し、借入れをしないものがございます。保健衛生施設整備事業は、一般単独事業債で予算計上しておりましたが、県と協議した結果、社会福祉施設整備事業の合併特例債として予算計上をするものがございます。農業基盤整備事業は、限度額990万円に増額。漁港整備事業は2,640万円に減額。社会福祉施設整備事業は、新たに限度額3,030万円を追加するものがございます。

10ページをお願い致します。

歳入予算について主なものを申し上げます。

9款1項1目地方交付税7,952万4,000円の追加で、普通交付税でございます。交付決定額と予算計上済額の差額を計上するもので、今年度の普通交付税額は58億2,323万円でございます。

12ページをお願い致します。

16款1項1目寄附金は1,790万3,000円の追加で、ふるさと応援寄附金でございます。

18款1項1目繰越金は6,540万7,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

20款1項市債は1,470万円の減額で、主なものは、2目衛生債の保健衛生施設整備事業債（一般単独事業債）4,660万円の減額と、9目民生債の社会福祉施設整備事業債（合併特例債）3,030万円の追加でございます。

歳出予算について主なものを申し上げます。

13ページをお願い致します。

2款1項16目基金費は5,443万1,000円の追加で、主なものは、ふるさと応援基金積立金1,870万7,000円と財政調整基金積立金3,528万2,000円でございます。

14ページをお願い致します。

3款1項2目障害者福祉費は3,178万1,000円の追加で、主なものは介護給付費・訓練等給付費1,707万7,000円と障害児通所給付費1,454万6,000円で、障害者サービス利用量の増加によるものでございます。

15ページをお願い致します。

3項2目扶助費は4,014万3,000円の追加で、前年度生活保護費等国庫負担金返還金で、前年度負担金の確定によるものでございます。

17ページをお願い致します。

6款1項4目農地費は212万9,000円の追加で、主なものは県営土地改良事業負担金225万円でございます。国の補正予算によるもので、引き続き市ノ坪地区のため池等を整備するものでございます。

19ページをお願い致します。

12款1項1目元金は1億1,700万円の追加で、市債1件分を繰上償還するものでございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、議案書の66ページをお願い致します。

議案第19号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第19号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,918万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,804万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容は保険給付費で、見込みにより減額するものでございます。

次に、議案書の67ページをお願い致します。

議案第20号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第5号）の1ページをお願い致します。

議案第20号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,221万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億321万2,000円とするものでございます。

補正の内容は後期高齢者医療広域連合負担金で、見込みにより追加するものでございます。

次に、議案書の68ページをお願い致します。

議案第21号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第5号）の1ページをお願い致します。

議案第21号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,463万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,840万5,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ734万2,000円とするものでございます。

保険事業勘定の補正の主な内容は、前年度介護保険事業費の確定により介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の69ページをお願い致します。

議案第22号、平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第22号、平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ1億2,924万9,000円とするものでございます。

3ページをお願い致します。

第2表繰越明許費は、豊川河川改修に伴う排水管路移設事業で2,683万8,000円でございます。

補正の内容は、排水管路移設事業費のうち設計委託料の請負差額を減額するものでございます。

次に、議案書の70ページをお願い致します。

議案第23号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第5号）の1ページをお願い致します。

議案第23号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,032万9,000円とするものでございます。

3ページをお願い致します。

第2表繰越明許費は、秋田湾雄物川流域下水道事業で1,664万8,000円でございます。

補正の主な内容は、社会資本整備総合交付金の確定により事業費を減額するものでございます。

次に、議案書71ページをお願い致します。

議案第24号、平成29年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第24号、平成29年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ400万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、財産収入及び繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の72ページをお願い致します。

議案第25号、平成29年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第25号、平成29年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81万円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の73ページをお願い致します。

議案第26号、平成29年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第26号、平成29年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110万4,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の74ページをお願い致します。

議案第27号、平成29年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第27号、平成29年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113万3,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

続いて、議案第28号から議案第30号までの平成30年度特別会計への繰入れについてご説明致します。

議案書の75ページをお開き願います。

議案第28号、平成30年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて。

平成30年度潟上市農業集落排水事業特別会計は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成30年度潟上市一般会計から9,156万3,000円以内を繰り入れるものでございます。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

次に、議案書の76ページをお願い致します。

議案第29号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計への繰入れについて。

平成30年度潟上市下水道事業特別会計は、下水道事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成30年度潟上市一般会計から4億9,889万7,000円以内を繰り入れるものでございます。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

次に、議案書の77ページをお願い致します。

議案第30号、平成30年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰入れについて。

平成30年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成30年度潟上市一般会計から469万7,000円以内を繰り入れるものでございます。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

続きまして、平成30年度潟上市予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第31号、平成30年度潟上市一般会計予算（案）について申し上げます。

2月23日の全員協議会におきましてお配りしました、別冊の「平成30年度潟上市予算概要」によりご説明させていただきます。

2ページをお開き願います。

平成30年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも147億8,600万円で、前年度肉づけ予

算比 3 億4,927万1,000円、2.3%減でございます。

はじめに、歳入について申し上げます。

市税は25億3,107万5,000円で、前年度比575万6,000円、0.2%増でございます。

地方譲与税は 1 億3,500万円で、前年度比100万円、0.7%増でございます。

地方消費税交付金は 5 億5,200万円で、前年度比3,200万円、6.2%増でございます。

地方交付税は59億2,200万円で、前年度比6,190万円、1.0%減でございます。

国庫支出金は16億8,520万7,000円で、前年度比6,292万5,000円、3.9%増でございます。

県支出金は 9 億4,511万6,000円で、前年度比 1 億4,731万5,000円、13.5%減でございます。

繰入金は 7 億1,754万9,000円で、前年度比 2 億6,721万7,000円、59.3%増でございます。

繰越金は 3 億5,000万円で、前年度比 2 億1,888万9,000円、38.5%減でございます。

市債は13億9,310万円で、前年度比 2 億9,250万円、17.4%減でございます。

3 ページをお願い致します。

これら歳入のうち、自主財源は27.8%で40億9,557万7,000円、依存財源は72.2%で106億9,042万3,000円でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は 1 億7,437万円で、前年度比1,271万円、6.8%減でございます。

総務費は14億481万6,000円で、前年度比 7 億8,326万5,000円、35.8%減でございます。

主な事業につきましては、電算機器更新4,691万3,000円、バス運行及び路線維持事業4,614万円、平成31年4月18日に任期満了を迎えます昭和土地改良区総代選挙費92万4,000円、平成31年4月29日任期満了を迎えます秋田県議会議員一般選挙費738万2,000円、地籍調査事業（飯田川地区）2,071万5,000円でございます。

民生費は53億565万3,000円で、前年度比 6 億3,308万4,000円、10.7%減であります。

主な事業につきましては、出産祝い金給付事業1,000万円、障害者福祉事業 6 億8,275万8,000円、福祉医療給付事業 2 億9,749万5,000円、児童扶養手当給付事業 1 億8,000万5,000円、園バス購入（昭和こども園）396万円、児童手当給付事業 4 億3,944万円、大豊児童クラブ（仮称）整備事業が2,969万8,000円、生活保護給付事業が 9 億1,331万5,000円でございます。

衛生費は10億8,880万2,000円で、前年度比1億4,967万8,000円、15.9%増でございます。

主な事業につきましては、救急医療等支援事業1,985万2,000円、4ページをお願い致します。自殺対策計画策定事業113万9,000円、感染症予防事業7,050万2,000円、母子保健事業4,198万3,000円、うち不妊・不育治療費助成事業が439万4,000円、それとフッ化物塗布費助成事業（5歳半児追加）ということで232万3,000円でございます。成人保健事業8,824万4,000円、うち歯科健診事業が206万1,000円、空き家解体費補助事業120万円、防災・健康拠点施設整備事業1億6,050万8,000円、一般廃棄物処理基本計画見直事業554万1,000円でございます。

労働費は68万8,000円で、前年度比30万円、77.3%増でございます。

農林水産業費は5億6,929万2,000円で、前年度比5,756万4,000円、11.2%増でございます。

主な事業につきましては、農業経営等再開支援対策事業707万7,000円、農業次世代人材投資事業1,650万円、多面的機能支払交付金事業1億3,116万5,000円、農地集積加速化基盤整備事業337万円、ため池等整備事業140万円、林地台帳整備事業534万5,000円、高能率生産団地路網（林業専用道）整備事業1,200万円、水産物供給基盤機能保全事業6,100万3,000円、水産業競争力強化施設整備緊急対策事業（活魚施設改修）で5,133万2,000円でございます。

商工費は3億849万8,000円で、前年度比8,451万2,000円、21.5%減でございます。

主な事業につきましては、雇用奨励金410万円、設備投資助成事業2,736万7,000円、地域活性化イベント事業、これはグリーンランドまつりでありまして1,880万6,000円でございます。

5ページをお願い致します。

土木費は13億1,238万6,000円で、前年度比1億5,327万2,000円、13.2%増でございます。

主な事業につきましては、道路除排雪事業1億2,289万9,000円、天王駅前1号線排水管更正事業1,242万円、水神端新潟端線舗装補修事業1,700万円、大豊小学校線改良事業1億5,639万8,000円、橋梁補修事業（松渕橋ほか）3,500万円、舗装補修事業（天王大久保線ほか）3,200万円、鳥木沢地区急傾斜地崩壊対策事業260万円、元木山いこいの森整備事業1,620万5,000円、住宅リフォーム補助事業3,500万円、市営住宅飯塚駅前第2

団地改修事業790万4,000円でございます。

消防費は8億9,007万9,000円で、前年度比2,342万5,000円、2.6%減でございます。主な事業につきましては、消防ポンプ更新、分団消防車でございますが1,338万1,000円、防災用資機材備品購入、自主防災組織に対するもので600万円でございます。

教育費は19億3,383万5,000円で、前年度比7億8,337万4,000円、68.1%増でございます。主な事業につきましては、高校生通学費助成事業1,500万円、外国青年（ALT）招致事業1,376万3,000円、コミュニティ・スクール事業108万円、小学校電算機器更新5,568万6,000円、大豊小学校大規模改修事業7億5,472万6,000円でございます。

災害復旧費は300万円で、前年度比300万円、50.0%減でございます。

公債費は17億7,958万1,000円で、前年度比4,653万7,000円、2.7%増でございます。

6ページをお願い致します。

歳出における性質別の内訳では、義務的経費は72億459万5,000円です。このうち人件費は27億6,259万1,000円で、前年度比2,745万9,000円、1.0%減でございます。

扶助費は26億6,242万3,000円で、前年度比724万2,000円、0.3%減でございます。

公債費は17億7,958万1,000円でございます。

普通建設事業費は16億5,070万5,000円で、前年度比4億3,495万6,000円、20.9%減でございます。

物件費は18億3,817万円で、前年度比7,178万8,000円、4.1%増でございます。

維持補修費は2億8,973万4,000円で、前年度比1億851万2,000円、59.9%増でございます。

補助費等は16億6,004万5,000円で、前年度比410万5,000円、0.2%減でございます。

特別会計に対する繰出金は19億8,804万9,000円で、前年度比6,355万円、3.1%減でございます。

平成30年度一般会計予算の大綱は以上のとおりでございます。

続きまして、議案第32号から議案第42号までの特別会計及び企業会計について申し上げます。

特別会計と水道事業の企業会計を合わせた総額は102億5,189万5,000円で、前年度比8億7,145万5,000円、7.8%減でございます。

特別会計及び企業会計の主な事業につきましては、国民健康保険事業保険給付費28億2,251万円、後期高齢者医療広域連合負担金2億8,486万8,000円、介護保険給付費37億

3,184万7,000円、下水道事業企業会計移行事業1,011万2,000円、鶴沼台地区下水道整備事業4,820万5,000円、出戸新町地区下水道整備事業291万6,000円、水道事業の新中継ポンプ場整備事業が2億8,644万1,000円、浄水場統合事業が945万円、水道料金コンビニ納付対応ということで325万9,000円でございます。

以上が平成30年度潟上市一般会計及び各特別会計と予算の大綱でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（西村 武） これで大綱説明を終わります。

なお、大綱質疑は予算特別委員会で行います。

【日程第47、予算特別委員会の設置について】

○議長（西村 武） 日程第47、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第18号から議案第42号までについて、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号から議案第42号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定しました。

【日程第48、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（西村 武） 日程第48、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を選任するため、予算特別委員会を開催します。

暫時休憩します。

午後 3時06分 休憩

午後 3時29分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が選出されましたので、報告致します。

委員長に1番鈴木壮二議員、副委員長に2番戸田俊樹議員。

以上のとおり決定致しました。

また、予算特別委員会は3月9日及び22日に開催される旨、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、3月9日から16日までで詳細審査する旨の通知がありましたので、ご報告致します。

【日程第49、議案第43号 市道路線の認定及び変更について】

○議長（西村 武） 日程第49、議案第43号、市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

議案第43号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） それでは、議案書の90ページをお開き願います。

議案第43号、市道路線の認定及び変更について。

下記のとおり市道の路線を認定し、及び変更するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

新たに認定する路線は4路線で、いずれも宅地開発により市に帰属された道路で、延長が553.6メートルでございます。

次のページをお願い致します。

変更する路線につきましては、全12路線でございます。これは既に潟上市道に認定されている路線で、道路改良工事、側溝改良工事等による実延長、道路部面積、幅員の変更等による路線であり、これに伴う延長は4.5メートルの減でございます。

平成30年3月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由であります。宅地開発行為等により市に帰属された道路を管理するため、及び既認定路線の変更に伴い路線の認定及び変更する必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第50、陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情】

○議長（西村 武） 日程第50、陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情を議題とします。

陳情第1号については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付

託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日3月6日火曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

本日はどうもご苦勞様でございました。

午後 3時34分 散会